

↓バックナンバーvol.1はこちらから

http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1201.pdf

↓バックナンバーvol.2はこちらから

http://www.ywbc.org/docs/en_mailmagazine_1228.pdf

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)

横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F

TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088

E-mail : open@ywbc.org

■ □ ■ -----

2. ----- ■ □ ■

<WBC 事務局より> ~お知らせ~

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。

関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■ □ ■ -----

3. ----- ■ □ ■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で

使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用していただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 国際ビジネス課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834 FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■ □ ■ -----

4. ----- ■ □ ■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【居住者が一時的に出国した場合の NISA 口座の継続適用】

平成 31 年度税制改正により、NISA 口座の利便性の向上のための見直しが行われました。その 1 つに居住者が一時的に出国した場合でも一定の要件のもと NISA 口座を継続適用することが可能となったことです。

改正前の制度では、居住者が海外転勤等により一時的に出国する場合であっても非居住者となる際には、NISA 口座（非課税口座）から課税口座への移管が義務付けられており、非課税制度の適用は受けられないことになっていました。

（非居住者となる場合には、出国する日の前日までに、『出国届出書』を NISA 口座を開設している金融機関に提出する必要がありました）

これに対して改正後は、勤務先において転勤等による転任の命令その他のやむを得ない事由により出国する場合には、居住者が出国日の前日までに NISA 口座開設金融機関へ『継続適用届出書』を提出することで出国時から次の日のうちいずれか早い日までの間は、居住者に該当する者とみなして引き続き非課税措置を適用できることになりました。

イ) 帰国した年月日、その他一定の事項を記載した『帰国届出書』を提出した日

ロ) 継続適用届出書を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日

また、改正後の同制度については次の点に注意が必要です。

① 当人が「帰国届出書」を提出する日までの間は、NISA 口座へ新たに上場株式等を預けることはできない。

② 継続適用届出書を提出した者が、提出日から起算して 5 年を経過する日の属する 12 月 31 日までに「帰国届出書」を提出しなかった場合には、同日において NISA 口座開設金融機関へ「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなされます。

③出国の際に、国外転出をする場合の譲渡所得の特例（国外転出時課税）（注）の対象となる者は、「継続適用届出書」の提出をすることはできません。

（注）平成 27 年 1 月 1 日以後に国外に転出する者が、1 億円以上の有価証券等を所有している場合には、国外転出時にその対象資産を譲渡等したものとみなして、対象資産の含み益に対して所得税を課税する制度

*この改正は平成 31 年 4 月 1 日以後に出国する居住者等から適用となります。

以上

【横浜で 20 年の税理士】

■□■-----

5. -----■□■

<横浜市より>

【第 7 回アフリカ開発会議（TICAD7） 公式サイドイベント】

シンポジウム「女性と少女が変えるアフリカの未来～ビジネスを通じた社会変革の可能性～」

アフリカの発展の鍵は、アフリカの女性・少女たちが能力を十分に発揮できる社会を作ること。

ソーシャルビジネスが様々な課題の克服にどのように貢献できるのか。その役割や可能性について探ります。

当日は、国際機関の要職を務める専門家による基調講演や、社会問題の解決を目指すアフリカの若い女性経営者などによるパネルディスカッションを行います。

皆さまのご参加をお待ちしています。

●主催：独立行政法人国際協力機構（JICA）、横浜市、外務省

●日時：2019 年 8 月 28 日（水）14:00～17:00（開場 13:30）

●会場：パシフィコ横浜 展示ホール B 内 【入場無料】

（アクセスマップ <https://www.pacifico.co.jp/visitor/access/tabid/236/Default.aspx>）

●要事前申込み（先着 300 名）

下記の専用サイトからお申込みください。

<https://comm.stage.ac/africanwomensymposium>

※申込人数が定員に達した場合は受付を締め切らせていただきます。

●プログラム ※日英の同時通訳あり

14:00～14:20 主催者あいさつ（横浜市長 林文子、JICA、外務省）

14:20～14:50 基調講演「アフリカの女性たちの今、そして未来」

(休憩)

15:00～16:50 パネルディスカッション「ビジネスを通じた社会変革の可能性」

17:00 閉会

※講演者、パネリスト等の詳細情報は、上記の専用サイトをご覧ください。

■問合せ先

女性活躍推進シンポジウム事務局 ((株)ステージ受託)

TEL : 03-3554-4453

e-mail : africanwomensymposium@stage.ac

■ □ ■ -----

6. ----- ■ □ ■

<横浜市より>

【海外展示商談会出展助成事業のお知らせ】

横浜市では、海外市場の新規開拓や拡大を目指す市内中小企業に対し、海外で開催される展示商談会への出展に要する経費の一部を助成し、外国企業との商談の機会をより多く創出することを通じて、海外市場の開拓を支援しております。

この度、平成 31 年度「横浜市海外展示商談会出展助成事業」の申請受付を開始しました。

- 助成対象者：横浜市内に本社を置く中小企業で、かつ申請時に本市より指定の支援（※詳細は募集要項をご確認ください）を受けている企業
- 助成限度額：20 万円（I・TOP 横浜参画企業、LIP. 横浜会員企業については 15 万円）
- 対象事業：2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに海外で開催される展示商談会
- 対象経費：出展料、会場設備費、出品物の輸送通関費、出品及び出品物輸送通関に係る保険料、出展に伴うカタログ作成・印刷費
- 申請期限等：助成対象となる展示会の開催期間の 1 か月前（最終締切：2019 年 12 月 27 日(金)）

※2020 年 1 月 27 日～3 月 31 日開催の展示商談会が対象の場合は、2019 年 12 月 27 日までに申請してください。

※申請に当たっては、事前に横浜市経済局国際ビジネス課へご相談ください。

■詳細は下記 URL より市ホームページ掲載の募集要項をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaigai/kaigaitenjikai.html>

■お問い合わせ先

横浜市経済局 国際ビジネス課

Tel : 045-671-3834 E-Mail : ke-kokubi@city.yokohama.jp

■□■-----

7. -----■□■

<広報協力> ~ジェトロ横浜よりお知らせ~

【日 EU・EPA 実務セミナー ~特惠関税利用法と留意点~】

日 EU 経済連携協定(EPA)は、2018年7月に署名、2019年2月1日に発効し、日本企業に大きなビジネスチャンスをもたらすことが期待されております。

同協定は、自己申告制度のみが採用される等、新たな制度となっており、利用者は自ら原産地規則を正確に把握し、適切な申告を行うことが必要になります。

本セミナーでは協定の具体的な内容や活用メリットの他、特惠関税利用に関する留意点などについて解説いたします。皆様のご参加お待ちしております。

●日 時 : 8月9日(金)14:00~16:00

●会 場 : 横浜シンポジア

●参加費 : 無料

●定 員 : 150名

●締切 : 8月1日(木)

■詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/newsletter/yokohama/2019/epaseminar.pdf>

■□■-----

WBC のサービスご案内

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談 (貿易相談など)
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBCは横浜ワールドポーターズの6階に入居しています。
横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5階には3D対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 国際ビジネス課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org にお問い合わせ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/> (c); 株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
